

学校法人徳洲会 役員の報酬基準

(目的)

第 1 条 この基準は、学校法人徳洲会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程(以下「規程」という。)第 3 条第 1 号に基づき、学校法人徳洲会(以下「法人」という。)の常勤の理事の報酬額の基準について必要事項を定めることを目的とする。

(報酬基準)

第 2 条 常勤理事の報酬は、給与年俸、通勤手当及び退職手当とする。

2 給与年俸は、次の各号の区分により決定するものとする。

	給与年俸
(1) 理事長	1,800 万円以内
(2) 業務執行理事	1,500 万円以内
(3) 理事	1,300 万円以内

3 給与年俸は、その 12 分の 1 の額を月額基本給(以下「基本月給」という。)として規程第 4 条により支給する。

4 通勤手当は、法人の常勤職員に適用される通勤手当の例により支給する。

5 退職手当は、在職期間 1 月(1 月未満の端数については切り捨てるものとする。)につき、退職日におけるその者の基本月給の 100 分の 10 の額とする。

6 前項の退職手当は、法人の業績及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、理事会の議決により前項による手当額を 100 分の 10 の範囲内でこれを増額しまたは減額することができる

(基準の改廃)

第 3 条 この基準の改廃は、評議員会が行う。

附 則

この基準は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。